

戦略的保税区域(RFE)の主要な恩典と政令による変更

カテゴリー	恩典内容		改正前	改正後	備考
租税公課	通関手数料(DTA)	機械設備	CIF価格×0.176%	変更なし	通常の確定輸入の場合、CIF価格の0.8%であるのに対し、IMMEXの機械設備一時輸入時の軽減料率を適用。
		部品・原材料・商品	1申告当たり280.92ペソ	変更なし	通常の確定輸入の場合、CIF価格の0.8%であるのに対し、IMMEXの部品・原材料一時輸入時の従価税を適用。
	付加価値税(IVA)		保税	変更なし	
	生産・サービス特別税		保税	変更なし	
	輸入関税(IGI)		保税(注1)	変更なし	
	AD税		保税	変更なし	
国内法規	非関税障壁		動植物検疫、環境保全を除き免除	変更なし	双方ともRFE内にとどまる間、あるいは再輸出される場合であり、国内販売する場合は必要。
	メキシコ公式規格(NOM)		履行免除	変更なし	双方ともRFE内にとどまる間、あるいは再輸出される場合であり、国内販売する場合は必要。
運用	IVAの保税認定		IVA保税のための認定が必要	IVA保税認定を即時付与	申請と同時に付与され、所要期間が短縮。IMMEXなど他の保税プログラムに比べ、円滑な事業開始が可能。
	特定部門別輸入業者登録		SAT貿易細則(1.3.2)に基づく登録手続きが必要	自動的に登録が得られる	IMMEXなど他の保税プログラムに比べ、円滑な事業開始が可能。
	貨物のRFE内滞留期間		部品・原材料は60ヵ月(5年間)、機械設備はRFE利用認可の有効期限	実務上の変更はなし	法律(2年)と細則(60ヵ月)で滞留期間に違いがあるが、政令上でも「細則が定める期間」とした(法的安定性の付与)。
	搬出搬入可能期間		保税区域監理業務受託業者の業務日・時間内	365日・24時間可能	
	貨物の原産地変更		なし	搬入後3ヵ月以内であれば申告済みの原産地の修正が可能	通常はSATの許可がないと修正できない原産地の修正が可能になり、罰金の適用を回避できる。
	国内貨物のRFEへの搬入		確定輸出されたと見なす	加工などがなされない場合、確定輸出されたとは見なされない	搬入時、搬出時の税関申告手続きが不要に(注2)。
	他の保税区域への資産移転		保税輸送であれば可能	変更なし	
RFE設立に係る行政手続き	占有面積		最小占有面積(20ha)の取得義務あり	占有面積は任意	最小占有面積の規制はなくなった。
	最低資本金の証明		100万ペソ以上の資本金を定款の認証コピーで証明する義務あり	100万ペソ以上であることを代表者が宣誓文書で示せばよい	
	行政書類の提出義務		定款、税務義務履行証明などの認証コピーの提出義務あり	特定書類の提出を免除	
RFE入居に係る行政手続き	行政書類の提出義務		定款、税務義務履行証明などの認証コピーの提出義務あり	特定書類の提出を免除	

(注1) 保税輸入した原材料・部品を、加工後、NAFTA圏やEUに再輸出する場合、メキシコでの再輸出申告(Pedimento del retorno)から60暦日以内に輸入関税を支払わなければならない。ただし、産業分野別生産促進プログラム(PROSEC)に登録された製造業者であれば減免が可能。(税関法135-B、SAT貿易細則1.6.13)

(注2) 国内(RFE外)へ戻す場合、原材料は未加工状態、機械設備はRFE内に設置されてから20年を経過していないことが条件。

(出所) 政府官報(2月4日付)、連邦公課法、関税法、付加価値税法、生産・サービス特別税法、SAT貿易細則